

千葉県告示第614号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年7月29日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年7月29日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
長沼原町1号線	稲毛区長沼原町629番1から 稲毛区長沼原町640番2まで	前	9.09 ～12.19	460.1
		後	10.74 ～18.32	
長沼原町3号線	稲毛区長沼原町640番1から 稲毛区山王町164番2まで	前	7.28 ～7.36	493.0
		後	10.33 ～13.33	
長沼原町82号線	稲毛区長沼原町640番1から 稲毛区山王町223番1まで	前	3.64 ～5.99	208.8
		後	5.37 ～7.72	